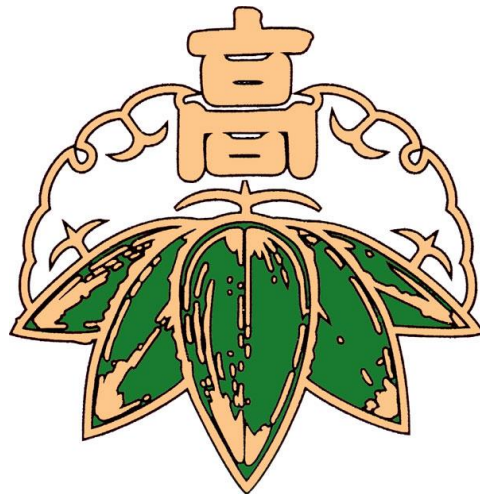


北海道札幌啓成高等学校

いじめ防止基本方針



令和8年4月

Ⅰ いじめ防止に向けた取り組み推進について

いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。それだけではなくその生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり絶対に許されない行為です。

そのため、本校では「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」という認識の下、いじめは絶対に許されないという意識を生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、「いじめに向かわせない健全な態度や能力」を育成していきます。

その観点から「いじめ防止対策推進法（平成 25 年公布）」を踏まえ、下記の 5 点について組織的に対応を行い、いじめ防止に対する基本方針を定めます。

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年公布）】※以下、法という

第 13 条 学校はいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの定義を理解し、軽微ないじめも見逃さない

- 生徒が心身の苦痛を感じている場合はいじめに該当するという法の定義に基づき、学校としていじめを認知します
- 些細な兆候や懸念、生徒の訴えを個人で判断する、抱え込むことがないようにいじめ防止委員会を中心として報告や相談を密に行いながら教職員全体で取り組んでいきます。

2 「いじめ防止対策委員会」（以下、委員会）を中心に、組織的に取り組む

- 委員会の役割を明確にし、教職員が委員会へ報告・連絡・相談しやすい環境をつくり、教職員が一人で抱え込むことのないように組織的な対応を行なっていきます。
- 積極的にいじめを認知し、初期段階での解決に向けて適切な役割分担により迅速かつ組織的に対応していきます。

3 相談しやすい環境を作る

- 学校・家庭・地域が連携して、「生徒が安心して相談できる環境」をつくり、大人に相談しやすい状況をつくります。
- 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員は生徒の信頼関係づくりに努め、生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーを含むすべての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備します。

4 生徒が、いじめについて考え、行動できるようにする

- 生徒自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、教育活動全体を通して生徒の自己肯定感を育み、望ましい集団活動の中で自尊感情を高められるような指導を行います。
- 主体的で対話的な深い学びの実現に向け、日常の授業や探究活動を通して、話し合いや意志決定の場を積極的に導入し、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成します。

5 保護者、地域、関係機関等の協力を得る

- 学校ホームページ等で、保護者等にいじめの定義や、本校の基本方針、委員会の役割等を伝え、学校・家庭が連携していじめ防止に取り組めます。いじめが認知された場合は、被害・加害生徒の保護者に解決に向け対応方針を伝え、互いに連携して取り組むように努めます。
- 学校・保護者・関係機関との情報共有を密にし、課題解決に向け双方向の関係づくりに努めます。

II 4 段階の具体的な取り組み

1 未然防止

(1) 生徒が安心して生活できる風土の醸成

- ① 魅力ある授業の実現
- ② 豊かな情操と道徳心の育成と人権意識・規範意識の育成
- ③ 「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」の3観点に着目した取り組み

「居場所づくり」	自己存在感や自尊感情を高める
「絆づくり」	自己有用感・社会性を高める
「環境づくり」	自己指導能力・規範意識を高める

(2) 教職員の意識向上と組織的な対応

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ② 委員会の役割の明確化

【委員会 役割分担】

項目	内容	担当
1 組織の委員の構成	(構成員) ◎校長 副校長 教頭 主幹教諭 生徒指導部長 生徒指導部 養護教諭 SC 外部専門家(状況に応じて) ※いじめの認知があった場合は、上記構成員に担任と学年主任を加える	委員会 (窓口) 教頭 (対応策等) 生徒指導部長
2 年間指導計画の作成実施	アンケート(年3回)・研修計画・Hyper-QU・自己分析ワークショップ・総合的な探究の時間との連携	◎生徒指導部長
3 定例会議の設定	・定期的な会議の実施(4、6、9、2月) ・生徒状況集約報告 ・対応策案の作成と決定 ・会議録	◎生徒指導部長 委員会(輪番)
4 情報収集・共有	・手順作成 ・委員会の開催(情報共有)	生徒指導部長
5 いじめの認知	・いじめの報告窓口 ・当該事案のいじめかどうかの判断 ・HR担任・学年への対応指示	◎教頭 委員会
6 対応方針の協議	・早期解決に向けた対応方針の協議・決定 ・被害や加害の生徒と保護者対応の分担の決定	◎生徒指導部長
7 指導・助言	・HR担任等への適切な助言・相談	◎管理職 ○生徒指導部長
8 記録の保管・引継ぎ	・確認事項・報告事項の保管 ・進級時の引継ぎ等 (卒業後の進路先への引継ぎ含む)	◎生徒指導部長 担任 学年主任
9 学校評価の実施 基本方針の改訂	・取り組みについての成果と課題の検証 ・学校評価関係 ・次年度の基本方針の改定案作成	◎生徒指導部長

【年間計画】R8年度（予定）

月	学校行事等	内容（いじめ未然防止に関わること）
4	入学式・対面式 クラス開き 情報モラル教室 第1回委員会実施 校内研修	・出会いを大切に了他学年交流 ・新しい仲間との交流 ・いじめに発展させない安全な SNS の活用等 ・今年度の動きの確認 ・「啓成高校いじめ防止基本方針」・「コンパス」・「多様性理解やいじめ未然防止」に関する研修
5	Hyper-QU 自己分析ワークショップ いじめ問題への取組状況の確認（全教職員対象）	・集団における自己を見つめ直す機会とする ・QUの結果による個人面談の実施 ・自己理解を深める。集団への帰属意識を高める ・「いじめ問題への取組チェックシート」の実施 （参考）【支援ツール NO.4】（excel ファイル）
6	第1回いじめアンケート 思春期講話 第2回委員会実施	・いじめの実態を知る（1回目） ・新学期から1ヶ月経った学校生活の様子の実態を知る ・アンケートを活用した個人面談の実施 ・自他を尊重する態度を養う ・情報共有
7	学校祭	・集団活動における他者との相互協力を学ぶ機会とする
8	夏季休業生活心得発行	・文書の中で特に SNS に関する注意喚起を促す
9		
10	第2回いじめアンケート 第3回委員会実施 いじめ問題への取組状況の確認（全教職員対象） 中間反省会議	・いじめの実態を知る（2回目） ・新学期から半年経った学校生活の様子の実態を知る ・アンケートを活用した個人面談の実施 ・情報共有 ・「いじめ問題への取組チェックシート」の実施 （参考）【支援ツール NO.4】（excel ファイル）
11	教育心理検査（予定）	・集団における自己を見つめ直す機会とする ・教育心理検査の結果による個人面談の実施
12		
1		
2	第3回いじめアンケート 第4回委員会実施 年度末反省会議	・いじめの実態を知る（3回目） 来年度への引き継ぎ事項の作成 ・情報共有 ・今年度の反省と来年度に向けた計画づくり
3		

(3) 保護者等との共通理解と学校の取組等の積極的発信（学校ホームページ）

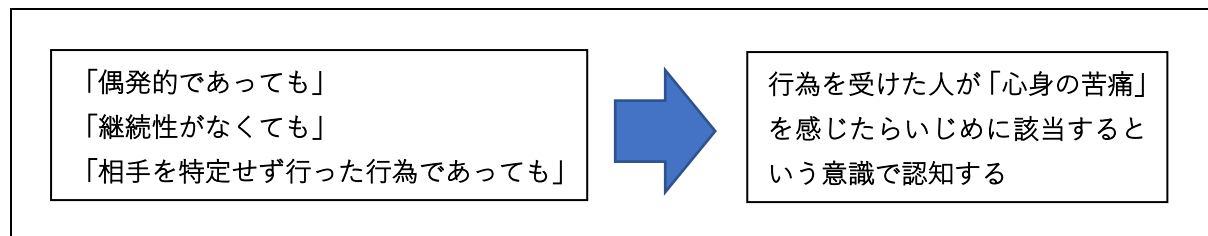
- ① 保護者・地域住民に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解
- ② 「いじめの防止に向けた保護者向け資料」の提示
- ③ いじめアンケート結果の公表

2 早期発見

(1) いじめの定義に基づく確実な認知

- ① いじめの定義等の共通理解
・ いじめの定義について

(参考) 【支援ツール NO.6 参照】



【いじめ防止対策推進法（平成 25 年公布）】※以下、法という

第 2 条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定に人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの防止等のための基本的な方針に示された具体的ないじめの態様>

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

(2) 委員会によるいじめの認知の迅速な対応

① 初期段階

- ・ 些細な気づき→学校いじめ防止委員会への迅速な報告
- ・ 日常的な生徒への声かけと観察 → チェックリスト（家庭用・学校用）の活用

(参考) 【支援ツール NO.7】

- ・ いじめアンケートの実施と活用 → 事前の共通理解事項確認

(参考) 【支援ツール NO.8】

- ・ 定期的な個人面談（教育相談）の実施 → 早期発見へのきっかけ

(参考) 【支援ツール NO.9】

② 認知までの迅速な対応

- ・ 上記①を参考にいじめやいじめの疑いがある → 速やかに委員会に報告
- ・ 事実確認の方策について協議 → 学校長の指示の下
- ・ 事案の詳細確認（担任）→ 担任、副担、学年、生徒指導部連携のもと、事情聴取や聞き取り等を行い、迅速に委員会に報告
- ・ 報告された状況に対し、委員会による判断 → いじめであるかどうかの判断

3 組織的対応

(1) 早期対応

① いじめの事実確認

- ・ 委員会はいじめ（いじめの疑いを含む）の報告を受けたら会議を開催し情報共有する
- ・ 事実確認（被害者・加害者・関係生徒）のための担当者決定および動き確認

(参考) 【支援ツール NO.10】

- ・ 被害者・加害者・関係生徒に対し、同じ視点での聞き取りを実施

(参考) 【支援ツール NO.11】

② いじめの認知と対応方針の決定（委員会がいじめと認知した場合）

※支援ツール NO.12 を基準(参考)に、対応策を決定する。 (参考)【支援ツール NO.12】

- ・ 校長が下記の方針を決定する（作業は委員会）

(対応策の検討)	誰に対して何をどのように行うか
(役割分担の検討)	いつ誰がどこで何を行うのか
(スケジュールの検討)	いつまでに何を行うのか

- ・ 委員会から全教職員に周知する

- ・ 会議録(委員会による輪番)を作成しファイリングする。

(参考)【支援ツール NO.13】

③ 対応方針に基づく取組と改善の進捗状況の確認

- ・ 事前に委員会から十分な情報提供と助言
- ・ 複数の教員による聞き取り
- ・ 対応の経過について、細やかに委員会とやりとりを行う
- ・ 委員会は随時会議を開催し対応策について協議
- ・ 会議録作成、回覧、ファイリングを行う

(参考)【支援ツール NO.13】

④ 被害生徒への対応（安全確保・不安解消）

- ・ 生徒支援委員会、生徒指導部教育相談担当、SC と連携する
- ・ 保護者と十分連携体制を作る
- ・ 記録を残すこと

(参考)【支援ツール NO.14】

⑤ 加害生徒への対応（計画的組織的な指導及び観察）

- ・ 動きを察知して、いじめがエスカレートする可能性がある事への注意
- ・ 生徒支援委員会、生徒指導部教育相談担当、SC と連携する
- ・ 長期的な指導も視野に入れる
- ・ 保護者と十分連携体制を作る
- ・ 記録を残すこと

(参考) 【支援ツール NO.14】

⑥ いじめ解消の判断

下記の要件を基準に協議し、解消について判断する

【いじめ解消の要件】

- 1 いじめの行為が止んでいること
 - ・心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること
- 2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと
 - (被害生徒およびその保護者と必ず面談をして判断すること)

(2) 長期化する事案への対応

① 被害および加害生徒の保護者の理解に基づく対応

- ・いじめの定義が限定できず、スムーズな対応に至らない場合
- ・学校への不安感・不信感に発展する恐れがある場合

(例)

- 定義の不十分な理解による発見発覚の遅れにより、いじめ行為が長期化した。
- 被害者生徒が、「共感的に話を聞いてもらえなかった」と不安や不満を抱いた。
- 軽い案件であると判断し、事態が大きくなってから発覚した。

(参考) 支援ツール NO.15,16】

② 関係機関等との連携 (警察・教育委員会・緊急支援チームの派遣)

- ・犯罪行為として取り扱われるべき事案の発生 (暴力を伴ういじめ等)
- ・指導しているにもかかわらず、加害生徒の反省が見られない場合等
- ・「保護者の理解が得られない」「学校に対しての過度な要求」等

(参考) 【支援ツール NO.17,18】

4 重大事態への対応

(1) 重大事態発生の判断・報告

● 全教職員の「重大事態の定義」の理解

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年公布）】※以下、法という

第 28 条

- 一. いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 被害生徒への支援等

- ① 学校組織による安全確保と不安解消のための支援
 - ・登校から下校までの見守り等
 - ・被害者の完全な不安解消と、安心して学校生活を送れるまで支援を継続
- ② 保護者への対応方針、対応経過説明
- ③ 外部関係機関等との連携した支援
 - ※ 医療機関・警察・スクールカウンセラー等

(3) 加害生徒への指導等

- ① 教職員による指導
 - ・「複数で」「適切な役割分担」「毅然とした態度で」
- ② 更生への支援
 - ・いじめの行為にある背景（過去に自分が深刻ないじめを受けていた等）が原因の場合もある
 - ・スクールカウンセラーの協力、面談
- ③ 保護者への説明
- ④ 別室での学習の実施
 - ・反省の様子が見られず、いじめの行為を続ける等（被害者が安心できない状況）
- ⑤ 警察や児童相談所との連携

(参考) 【支援ツール NO.19】

(参考) 【支援ツール NO.20】